ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、疥癬、山羊痘、山羊伝染性胸膜肺炎、豚テシオウイルス性脳脊髄炎、豚水疱疹、あひるウイルス性肝炎、あひるウイルス性腸炎、兎粘液腫、アカリンダニ症、ノゼマ症	
二　（略）	（略）

２　（略）

（検査、注射、薬浴又は投薬を行つた旨の表示）

第十三条　法第七条（法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付することができる家畜又はその死体の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

家畜又はその死体の種類	箇所	標識の種類及び様式
（略）	（略）	（略）
ブルセラ症、結核又はヨーネ病の検査を行つた第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛（患畜及び疑似患畜を除く。）	左耳	耳標　別記様式第七号
（略）	（略）	（略）
家きんサルモネラ症の検査を行つた鶏（患畜及び疑似患畜を除く。）	左脚	脚環　別記様式第八号
伝達性海綿状脳症の検査を行つた第九条第二項第五号に掲げる牛の死体（患畜及び疑似患畜を除く。）及び同項第六号に掲げるめん羊又は山羊の死体（患畜及び疑似患畜を除く。）並びにその他の家畜（蜜蜂並びに患畜及び疑似患畜を除く。）	都道府県知事の定める箇所（牛及び水牛にあつては、耳を除く。）	都道府県知事の定める標識

（検査、注射等の証明書の様式）

第十四条　法第八条（法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の証明書の様式は、別記様式第九号及び様式第十号とする。

（衛生管理区域における消毒設備の設置）

第十四条の二　法第八条の二第一項の規定による設備の設置は、衛生管理区域（同項に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）の出入口付近に、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備であつて、当該衛生管理区域に出入りする者の身体、当該衛生管理区域に持ち込み、又は当該衛生管理区域から持ち出す第十四条の六の物品及び当該衛生管理区域に入れ、又は当該衛生管理区域から出す車両を消毒するためのものを設置することにより行うものとする。

（削る。）

（削る。）

ディ・ビスナ、伝染性無乳症、流行性羊流産、疥癬、山羊痘、山羊伝染性胸膜肺炎、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎、豚水疱疹、あひる肝炎、あひるウイルス性腸炎、兎粘液腫、アカリンダニ症、ノゼマ病	
二　（略）	（略）

２　（略）

（検査、注射、薬浴又は投薬を行つた旨の表示）

第十三条　法第七条（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付することができる家畜又はその死体の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

家畜又はその死体の種類	箇所	標識の種類及び様式
（略）	（略）	（略）
ブルセラ病、結核病又はヨーネ病の検査を行つた第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛（患畜及び疑似患畜を除く。）	左耳	耳標　別記様式第七号
（略）	（略）	（略）
家きんサルモネラ感染症の検査を行つた鶏（患畜及び疑似患畜を除く。）	左脚	脚環　別記様式第八号
伝達性海綿状脳症の検査を行つた第九条第二項第十号に掲げる牛の死体（患畜及び疑似患畜を除く。）及び同項第十一号に掲げるめん羊又は山羊の死体（患畜及び疑似患畜を除く。）並びにその他の家畜（蜜蜂並びに患畜及び疑似患畜を除く。）	都道府県知事の定める箇所（牛及び水牛にあつては、耳を除く。）	都道府県知事の定める標識

（検査、注射等の証明書の様式）

第十四条　法第八条（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の証明書の様式は、別記様式第九号及び様式第十号とする。

（消毒設備の設置）

第十四条の二　法第八条の二第一項の規定による設備の設置は、次に掲げるところにより行うものとする。

一　次条に規定する畜舎等の出入口付近に、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置その他これらに準ずる設備であつて、当該畜舎等に入る者の身体及び当該畜舎等に持ち込む第十四条の六の物品を消毒するためのものを設置すること。

二　次条に規定する畜舎等の敷地（第十四条の四の畜舎等の敷地を除く。）の出入口付近に、消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備であつて、当該敷地に入れる車両を消毒するためのものを設置すること。